景観法に基づく届出における景観形成基準対応表

令和２年10月30日

　　　　　　　　伊豆市建設部都市計画課

＜開発行為、土石の採取その他の土地の形質の変更、

木竹の伐採、屋外における物件の堆積、特定照明（修善寺温泉・桂谷地区）＞

１　開発行為

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | 対応 |
| 行為後の土地の形状 | □行為の範囲は必要最小限とし、大規模な伐採を避ける。  □山稜の近傍では稜線を乱す地形改変を避ける。 |  |
| 法面、擁壁の外観 | □できる限り現況の地形を活かし、大規模な法面または擁壁  が生じないようにする。  □法面、擁壁は、素材や表面処理の工夫、緑化などにより、  周辺の景観と調和するよう配慮する。 |  |

２　土石の採取その他の土地の形質の変更、木竹の伐採

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | 対応 |
| 行為の位置、方法 | □行為の範囲は必要最小限とし、行為の位置は道路などの公  共施設からできるだけ見えない位置とする。  □周辺からできるだけ行為が見えないような方法を取り、周  辺の景観と調和するよう配慮する。 |  |
| □行為の跡地は、緑化などにより、周辺の景観と調和するよ  う配慮する。 |  |

３　屋外における物件の堆積

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | 対応 |
| 堆積の位置、方法 | □堆積を始める位置は、道路などの公共施設の敷地境界から  できるだけ後退させ、高さを抑え、整然と堆積する。 |  |
| □周辺からできるだけ行為が見えないような方法を取り、周  辺の景観と調和するよう配慮する。 |  |

４　特定照明

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | 対応 |
| 位置、向き等 | □投光器等を使用する場合、必要最小限の範囲に抑える。 |  |
| □投光器等は、上空に向けて使用してはならない。または、  器具の上部に傘などの遮へい物を設置し、上方に光が漏れ  ないようにする。 |  |

注）周辺の土地利用状況、周辺景観の状況等に応じて、より効果的な配慮方法を工夫してください。